

## 「消費者基本計画工程表の改定素案（令和5年3月）に対する意見」への対応関係

消費者基本計画工程表の改定素案（令和5年3月）に対する意見 （令和5年3月28日 消費者委員会）	消費者基本計画工程表改定案 における対応等
<p>1. 全体に関する事項</p> <p><b>(1) 消費者政策におけるEBPMの推進</b></p> <p>「消費者基本計画工程表に係る消費者委員会の意見聴取について（意見）」（令和4年6月10日）の附帯意見を踏まえ、工程表の改定素案において、重点項目を設定してロジックモデルの試行やKPIの充実に取り組んでいることや、評価書を新たに作成し前年度の取組に対する評価に取り組んでいること等EBPMの実践を進めていることを評価する。</p> <p>その上で、ロジックモデルの構築やKPIの設定に当たっては、目指すべき社会の在り方からさかのぼって施策や取組を位置付けることが必要であることを前提としつつ、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>①施策の効果の検証が可能となるようにKPIの設定を行うことが重要である。KPIの中には、目標値が記載されていないものや、目標値が1回（以上）とされているものなど、効果の検証の実効性を欠くものが存在していることから、目標値の設定について改めて検討すること。</p> <p>②消費者事故や法執行等、その件数のみで評価することが困難な指標についても、時系列的な変化を把握することや、関係する消費活動のトレンドや消費生活相談件数を始めとする他のデータ等と組み合わせることにより施策の効果等を分析することを検討すること。</p> <p>③地方公共団体による行政処分や普及啓発等に係るデータについても、国の施策の効果の検証に有効な場合があることから、参考指標として設定するなど、活用について検討すること。</p> <p>④上記（①～③）のほか、将来の効果検証に役立てることを目指し、各省庁等が保有する行政記録情報や民間が保有する様々な情報をKPIとして積極的に設定すること。また、KPIの設定に当たっては、アウトプット指標・アウトカム指標の種別に適切に設定されているかに注意するとともに、新たにアクティビティ指標1を設けることについても継続的に検討すること。</p> <p>加えて、ロジックモデルを作成して政策目的とロジックを明確化することによって、施策が想定どおりに進まない場合に、インプット（資源）から望むべきインパクト（社会への影響）までの間のどの段階に問題が存在し、どのようにアジャイルに政策変更を行うべきかを理解することが可能となる。そのため、ロジックモデルについても、工程表の改定までの適切なタイミングで公表することを求める。</p> <p>（消費者庁及び関係省庁等）</p>	<p>御指摘いただいた目標値の設定に関しては、改めて質的指標となるよう留意しつつ、これから新たにデータ取得していくもの等を除き目標値を全面的に見直しました。</p> <p>また、施策の効果検証に有効と考えられる指標（地方公共団体等の他のデータ）に関しては、参考指標も含み KPI として新たに数値の取得に努めてまいります。本工程表では新たにEBPMを取り入れて検討を行っております。今後も施策の進捗状況も踏まえアジャイルにロジックモデルを見直していくため、新たなデータ取得に努めつつ因果関係を検証してまいります。</p> <p>なお、ロジックモデルの公表については、「消費者基本計画工程表の改定素案（令和5年3月）に対する意見（令和5年3月）」の内容も踏まえ、消費者委員会の実施日と併せての公表を予定しています。</p>
<p><b>(2) 社会状況の変化に伴う新たな消費者問題への対応</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、国内外の様々な社会状況等の変化に伴い生じる消費者問題へ対応していくことが重要である。新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けの変更が予定されているなど、コロナ禍前の状況に戻つつある部分がある一方で、この約3年間に生じた急速なデジタル化とこれに伴う消費者問題への対応は引き続き重要である。また、新たな技術やサービスの登場や、エネルギー価格や食料価格等の物価の高騰など、社会状況が目まぐるしく変化している中においては、誰もがぜい弱性を持つ可能性があることを踏まえ、対応していく必要がある。これらの新</p>	<p>令和5年度の消費者基本計画工程表の改定は、消費者基本計画に紐づく工程であることや計画期間の4年目ということもあり、従来の工程表に掲げている施策の中から重点施策を設定しております。</p> <p>一方で、これから第5期消費者基本計画について内容等を検討していく必要があることから、いただいた意見を踏まえ、第5期消費者基本計画の作成を進めてまいります。</p>

<p>しい消費者問題に対しては、工程表やその他の政策文書において位置付けて、取り組むこと。 (消費者庁及び関係省庁等)</p>	
<p>2. 各重点項目に関する事項</p> <p><b>(重点項目1) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、消費者事故の未然防止と被害の拡大防止のためには、消費者に対する注意喚起にとどまらず、制度や製品等の改善につなげていくことが重要である。</p> <p>消費者事故の情報収集の充実に向け、事故情報データベースの入力情報の質向上、医療機関ネットワーク事業の拡充やSNS等の活用について引き続き検討すること。</p> <p>また、取組が被害防止や制度・製品等の改善にどの程度つながっているかについて把握するため、消費者の行動変化のみならず、製品の改善状況や制度の改正状況等の事業者、関係省庁等の対応変化についても、可能なものはKPIを設定すること。</p>	<p>12月の御指摘を踏まえ、工程表の記載の充実を図りました。また、事故情報データベースの入力情報の質の向上、医療機関ネットワークの拡充、SNS等を活用した情報発信の方法についても、引き続き検討してまいります。</p>
<p><b>(重点項目2) 特定商取引法等の執行強化等</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、特定商取引法等の契約書面等の電子化については、施行2年後の見直しに向け、論点やスケジュール等可能なものから工程表等に反映させることが重要である。そのため、「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」(令和3年2月4日)、12月意見及び「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部改正についての答申」(令和5年1月20日)の附帯意見を踏まえた上で、取組方針やKPIを設定すること。</p> <p>また、デジタル化の急速な進展に伴って消費者被害が複雑化していることから、「SNSを利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」(令和4年9月2日)を踏まえた取組を進めること。その上で、特定商取引法については、これまでの国会の附帯決議等を踏まえ不断の見直しを行う必要があることから、その検討の方向性を消費者に分かりやすく示すことに努めること。</p> <p>さらに、法執行については、取引類型ごとの法執行件数と他のデータとを組み合わせることにより、その効果を検証すること。また、地方公共団体の執行力強化も重要であることから、地方公共団体における法執行件数を参考指標として活用することを検討すること。そのほか、他の重点項目では法律の理解促進の観点から、説明会や情報発信等の回数をKPIに入れていることを踏まえ、同様なKPIの採用を検討すること。</p>	<p>令和3年7月から「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」を開催し、消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供の在り方などについて、学識経験者、消費者団体等を含め意見交換を行い、令和4年10月に報告書を取りまとめ公表し、報告書の内容を踏まえ、令和5年2月に政令・省令を改正しました。2年後見直しに当たっては、附帯意見も踏まえて検討する予定です。</p> <p>また、令和4年9月の建議を踏まえ、法執行の強化等に引き続き努めてまいります。特定商取引法については、悪質商法や消費者被害の全体の状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。</p> <p>12月意見における御指摘を踏まえ、KPIについて、「都道府県による特定商取引法に基づく行政処分の件数」を参考指標として加えるとともに、「事業者団体・消費者団体向けの説明会の受講者数」及び「執行担当者に対する研修の実施日数、受講者数」を新たに設定しました。</p>
<p><b>(重点項目3) 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等</b></p> <p>消費者契約法等の消費者法の見直しについては、中長期的な取組が求められるものであるが、工程表等を通じて取組方針を国民に示すことが必要であることから、消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」における議論を踏まえ、検討の方向性やスケジュールについて記載すること。</p>	<p>「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」では、検討の方向性を含め、現在も議論を継続しております。</p> <p>また、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」附則第6条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされており、そのような附則で示されたスケジュール感を踏まえながら、適切に対応してまいります。</p>

<p>また、令和4年12月改正消費者契約法及び不当寄附勧誘防止法については、今後の見直しを見据えた取組方針について、工程表に記載すること。</p>	<p>法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律につきましては、重要項目3にて「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の適切な運用」をKPIとして設定し、まずは同法を適切に運用するよう取り組んでまいります。</p> <p>また、法制定の経緯や附帯決議も踏まえた周知徹底等を適切に対応してまいります。</p>
<p><b>(重点項目4) 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充</b></p> <p>消費者庁の「景品表示法検討会報告書」において課題とされた特定適格消費者団体への情報提供やデジタル表示の保存義務等について、引き続き検討すること。</p> <p>また、法執行については、法執行件数と他のデータとを組み合わせることにより、その効果を検証すること。さらに、地方公共団体の執行力強化も重要であることから、地方公共団体における法執行件数を参考指標として活用することを検討すること。</p> <p>加えて、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策は新たな取組であり、その効果を検証することが重要である。そのため、景品表示法全般のみならず、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策についての、消費者や事業者の認知度や理解度、法執行件数等のKPIを設定すること。</p>	<p>「景品表示法検討会報告書」において課題とされた事項については、提言に基づき、適切に検討等を行ってまいります。</p> <p>法執行については、KPIとして、措置命令件数や、課徴金納付命令件数といった行政処分等の法執行件数を参考指標とするほか、インターネット上の広告監視の結果公表資料へのアクセス数をアウトカム指標として設定し、複合的な評価指標を設定しております。また、地方公共団体における法執行件数については、御指摘を踏まえ、評価書において、都道府県等による措置命令件数も参考指標として記載することといたします。</p> <p>アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策については、重点項目12において記載しているとおり、これらを含むインターネット広告の景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処してまいります。また、新しい制度改正を含む消費者や事業者における景品表示法の理解の促進もアウトカム指標として設定していることから、まずは本項目全体の取組の中でしっかりと対応してまいります。</p>
<p><b>(重点項目5) 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討</b></p> <p>目標に掲げられた「時代に即した食品表示制度」への改善について、その具体的な論点や取組方針を工程表へ記載すること。また、「食品の生産及び流通の円滑化」や「食品の生産の振興」について、工程表に記載する場合には、消費者の利益の擁護及び増進との関係を踏まえたKPIや取組を設定すること。</p> <p>さらに、インターネット販売における食品に関する情報提供については、取組の検証が可能となるよう、認知度・理解度等のKPIを設定すること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、食品表示制度の在り方の検討を行うに当たっては、関係団体、学識経験者、消費者、食品関連事業者等を交えた議論を行いたいと考えており、取組として、「国際基準（コーデックス規格）との整合性も踏まえながら、有識者から成る懇談会において順次議論していく。」旨の記述を取組として追加しました。</p> <p>消費者庁としては、食品表示制度が、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとなるよう、必要に応じて、適切な対応を行ってまいります。なお、KPIとしては「消費者の食品表示制度への満足度」等に反映されるものと考えています。</p> <p>「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」はECサイトで食品表示情報を掲載する上での参考ツールとして作成したものであり、引き続き、消費者及び事業者に対してガイドブックの普及啓発に努めてまいります。なお、まずは、本ガイドブックの活用状況や現在行われている、コーデックスの議論も踏まえながら、見直しの必要性について、検討してまいります。</p>
<p><b>(重点項目6) 高齢者、障害者等の権利擁護の推進等</b></p> <p>本重点項目を推進する上で基本的な情報である高齢者や障害者の消費生活相談件数等、高齢者や障害者の消費者被害の状況を把握するKPIを設定すること。</p> <p>その上で、12月意見では、地方公共団体の消費者行政部局や消費生活センターと福祉部局等の関係部局や法テラス等の関係相談窓口等との連携、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）と</p>	<p>御指摘の「高齢者や障害者の消費者被害の状況を把握するKPI」について、御趣旨を踏まえ、今後の施策の実施に当たって検討いたします。</p> <p>御指摘の関係相談窓口や重層的支援体制整備事業等との連携についても、重要性を認識しており、これまでも様々な機会を通じて推進してまいりました。これらの連携状況</p>

<p>重層的支援体制整備事業との連携等の重要性について指摘したところであり、これらの連携状況を把握するKPIを設定すること。また、見守りネットワークや成年後見制度における地域連携ネットワークは整備するだけでなく、各取組が実効的なものとなっていることが重要であることから、具体的な解決事例の把握に努めること。</p> <p>さらに、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題への対応については、必要な情報が必要な人に確実に届くことが重要であることから、設定したKPIを継続的に把握、分析し、効果の検証を行うこと。</p>	<p>を把握するKPIとつながりの深い政策目標である「消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上」「地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上」（地方消費者行政強化作戦2020）について、引き続き進捗を確認する中で、御趣旨を踏まえ、目標達成に向け必要な取組を検討・推進してまいります。見守りのネットワークにおける解決事例の把握と情報発信にも、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「成年後見制度における地域連携ネットワーク」については、関係者のコーディネート等を行う中核機関の具体的な取組事例等を収集し、厚生労働省のポータルサイト（成年後見はやわかり）に掲載しています。引き続き、より効果的・効率的な体制作りが推進されるよう、取組事例の把握と情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、当該計画期間中において、設定したKPIのデータを着実に取得していきます。</p>
<p><b>（重点項目7）成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、若年者の理解度、定着度や消費者被害の状況等の把握を通じて、施策の効果や課題等について検証・評価し、改善していくことが重要である。そのため、理解度や消費者被害の状況等を把握するKPIに加えて、教育実施後に継続的に理解度を測定すること等による定着度の把握や、被害類型ごとの消費者被害の状況等の把握に関するKPIの設定を検討すること。</p> <p>また、成年年齢引下げに伴う対応には、事業者の取組も不可欠であることから、自主規制の遵守状況等の事業者側の取組に関するKPIの設定を検討すること。</p>	<p>御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、御指摘の正答率については、消費生活意識調査において各年代別に把握が可能であり、今後も継続的に調査し、把握していくこととしています。また、消費者被害については、同調査において実際に遭った消費者トラブルの内容を把握しているところであり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>若年者に対する貸付けについて業界団体が策定した自主規制ガイドライン等は、貸金業者として整備すべき社内規則に当たり、これを遵守しないことは貸金業法上の行政処分につながるものであり、当然に遵守されるべきものであるため、KPIの設定には馴染まないものと考えます。いずれにしても、金融庁としては、若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、適切なモニタリング（自主規制ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況）を実施してまいります。</p> <p>また、割賦販売法に基づく過剰与信防止義務は、各クレジット事業者が当然に遵守すべきものであるため、KPIの設定には馴染まないものと考えます。いずれにしても、経済産業省としては、若年者のクレジット取引における過剰与信を防止するため、検査・監督を通じたモニタリング（若年者の延滞状況）を実施してまいります。</p>
<p><b>（重点項目8）消費者団体訴訟制度の推進</b></p> <p>令和4年改正消費者裁判手続特例法の施行後を見据え、対象消費者及び和解対象消費者に対する情報提供方法の充実や特定適格消費者団体を支援する法人の活動状況等の法改正事項に関するKPIを検討し、設定が可能となった場合には工程表に記載すること。</p> <p>また、消費者庁の「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」において将来の検討課題とされた事項の今後の検討方針についても可能な範囲で具体化すること。</p>	<p>改正法の運用状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

<p><b>(重点項目9) 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進</b></p> <p>食品ロスの削減に当たっては、消費者と事業者の双方の取組が重要である。そのため、賞味期限及び消費期限に関する理解度や「てまえどり」の実施状況等の消費者側の取組や、「3分の1ルール」の緩和状況等の事業者側の取組等の具体的な取組状況を測定するKPIについて検討すること。</p>	<p>今般の御指摘を踏まえ、工程表のKPI（アウトプット指標）に「商慣習の見直し等に取り組む事業者数」を追記しました。</p> <p>また、今般の御指摘のうち、消費者側の取組状況については、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月閣議決定）」に基づき、工程表のKPI（アウトカム指標）の「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合【80%/2025年度】」において把握しているところです。</p> <p>引き続き、消費者と事業者の双方において食品ロス削減の取組が進むよう関係省庁が連携して取り組んでまいります。</p>
<p><b>(重点項目10) エシカル消費の普及啓発</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、認証ラベル等の認知度にとどまらず、活用度を把握することが有効であることから、水産エコラベルのみならず複数の認証ラベル等について、認証数、認知度や活用度について把握するKPIを設定すること。</p> <p>また、エシカル消費の実践による効果は、食品ロス削減、プラスチック削減、温室効果ガス削減、省エネ・節電等の取組に表れてくるものと考えられることから、これらの取組状況を把握するKPIを参考指標として設けること。さらに、エシカル消費の対象は、人権問題や環境問題など幅広いことから、これらの諸問題との関係についても引き続き検討すること。</p>	<p>御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>また、エシカル消費の対象は幅広いことから、本案では、個別の取組ではなく消費者の認知や行動等についてKPIを設定しております。引き続きエシカル消費の推進に努めてまいります。</p>
<p><b>(重点項目11) 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進</b></p> <p>公益通報者保護制度の更なる推進のためには、制度に対する労働者の理解度の向上や、中小事業者を含んだ事業者における内部公益通報対応体制の整備状況の向上が必要であることから、事業者の規模別に理解度や体制整備状況を把握するKPIを設定するとともに、公益通報窓口への通報状況の把握に努めること。</p> <p>また、令和2年改正公益通報者保護法の附則に規定された公益通報者に対する不利益取扱いに対する是正措置の在り方、裁判手続における請求の取扱い等の今後の検討方針について、工程表へ記載すること。</p>	<p>3月意見における御指摘を踏まえ、工程表において、事業者の規模別の体制整備状況等を把握することが分かるようKPIを設定するとともに、公益通報者保護法の一部を改正する法律附則第5条（検討条項）等に関する対応の実施について追記しており、引き続き、コンプライアンス確保の推進に向けて取り組んでまいります。</p>
<p><b>(重点項目12) デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、取引DPF消費者保護法の国会附帯決議において今後の課題とされたC to C取引への対応、オンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態把握等の各事項について、その検討の時期や取組について可能なものから工程表への記載を検討すること。</p> <p>なお、重点項目4で指摘したとおり、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策について、取組の効果が検証可能となるようKPIを設定すること。また重点項目5で指摘したとおり、インターネット販売における食品に関する情報提供に関する取組についても、効果が検証可能となるようKPIを設定すること。</p>	<p>御指摘いただいた取引DPF消費者保護法の国会附帯決議において今後の課題とされた事項について、今後、その検討の時期や取組に関し、課題の検討状況を踏まえ工程表への記載を検討してまいります。</p> <p>アフィリエイト広告やステルスマーケティングについては、記載しているとおりにこれらを含むインターネット広告の景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処してまいります。また、重点項目4に記載のとおり、新しい制度改正を含む消費者や事業者における景品表示法の理解の促進もアウトカム指標として設定していることから、各項目全体の取組の中でしっかりと対応してまいります。</p>

<p><b>(重点項目13) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備</b></p> <p>令和5年3月に閣議決定した消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき着実な取組を進めることが重要である。その上で、「消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更に向けての意見」（令和4年9月2日）や12月意見で指摘したとおり、基本方針の対象期間が7年間となっており、対象期間中における必要に応じた見直しが必要であることから、工程表のKPIの充実や、これに基づく検証が重要である。</p> <p>具体的には理解度や被害件数等についてのKPIに加えて、消費者市民社会の一員としてより自立した消費者行動を促す観点から、消費者の行動変容を把握するKPIの設定が必要である。そのため、重点項目10で記載したエシカル消費の実践に関わる指標について重点項目13でも設定するとともに、各データについて地域比較・年齢比較等を行って、課題を明らかにし改善に結び付けることを検討すること。</p>	<p>重点項目13については、消費者教育全般を対象としたものであり、個別施策について網羅的に記載することは困難であるため、現行記載としております。また、御指摘の各データの分析については検討してまいります。</p>
<p><b>(重点項目14) 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等</b></p> <p>12月意見で指摘したとおり、消費生活相談員の担い手確保は重要な課題となっている。そのため、消費生活相談員の人材育成や処遇改善等に関する地方公共団体の取組を支援するため、設定した各KPIについて地域比較・年齢比較や、地方公共団体間の比較等を行って、課題を把握することを検討すること。</p> <p>また、消費生活相談のデジタル化の推進については、地方公共団体にとっても実効的なものとなる必要があることから、地方公共団体への情報提供や意見聴取を十分に行うとともに、地方公共団体の準備期間を確保することが重要である。そのため、計画期間中の取組方針については、工程表に可能な限り記載すること。</p>	<p>消費者庁としては、これまでも消費生活相談員担い手確保事業や、地方公共団体に対する処遇改善の働きかけ、地方消費者行政の強化交付金等を通じた担い手の確保や処遇改善に資する取組の支援等を行ってきたところですが、御指摘を踏まえ、引き続き課題を把握しながら、こうした取組をしっかりと推進してまいります。</p> <p>消費生活相談のデジタル化の推進については、令和4年6月に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022」を策定し、地方公共団体とも意見交換を重ねながら、デジタル技術を活用したPIO-NETの刷新など、具体化に向けた検討を進めております。御指摘を踏まえ、地方公共団体の準備期間を確保できるよう方針を示し、引き続き緊密に連携してまいります。</p>
<p>3. その他</p> <p>次回の工程表改定において、下記について検討すること。 （消費者庁及び関係省庁等）</p> <p>（1）デジタル化に伴う消費者問題</p> <p>デジタル化に伴う消費者問題は、重点項目12に限られず、情報リテラシーや決済手段の多様化等、様々な消費者問題があることから、可能なものから重点項目に位置付けることを検討すること。</p> <p>また、消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」における、特定商取引法の通信販売のうち積極的な勧誘がなされる類型の規制の在り方についての検討の結果が取りまとめられた場合には、関連する目標や取組、KPIを記載することについて検討すること。</p> <p>（2）悪質商法の被害拡大防止及び被害回復</p> <p>消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」における、「破綻必至商法」の被害拡大防止や被害回復の方法についての検討の結果が取りまとめられた場合には、関連する目標や取組、KPIを記載することについて検討すること。</p>	<p>令和5年度の消費者基本計画工程表の改定は、消費者基本計画に紐づく工程であることや計画期間の4年目ということもあり、従来の工程表に掲げている施策の中から重点施策を設定しております。</p> <p>一方で、これから第5期消費者基本計画について内容等を検討していく必要があることから、いただいた意見を踏まえ、第5期消費者基本計画の作成を進めてまいります。</p>